

半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月十日

半田市長 久世 孝宏

半田市規則第二十五号

半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

半田市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成十八年半田市規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号「拘置されている場合」の下に「、留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。